

月例給・勤勉手当は人事委員会勧告通りの改定

第1回賃金・権利確定交渉

未配置問題は大きな課題、解消に向けあらゆる方策にとりくむ!!

出生サポート休暇(不妊治療に係る特別休暇)の拡充・少数職種の定年前再任用短時間勤務の制度化など前進的回答

兵庫教組は、兵高教組・兵高従組とともに11月16日(水)午後5時30分より、県教委と本年第1回目の賃金権利確定交渉を行いました。組合からの署名の提出に引き続き、高教組副委員長、高従組委員長があいさつをし、次いで唐津教育次長が現時点での成案の提案及び諸課題に対する検討状況の説明、組合からの要望や質問に対する回答を行いました。その中で教育次長は、賃金については人勧通りの改定を行うとしたあと、出生サポート休暇について、「付与する日数の拡充と取得しやすいように申出書の提出を不要」とするしました。また、定年引上げに関して、少数職種の短時間勤務が選択できないことを課題とし、運用を工夫することで、「少数職種を含むすべての職種に対して、定年前再任用短時間勤務の制度を導入する」としました。人事委員会との交渉から私たちが強く要望し、勧告でも言及されている点に対する前進的回答です。また、大きな問題になっている教員未配置については、「非常に大きな課題で、教職員の多忙化の一因となっていることも十分認識」「教員不足の解消に向け、考えられるあらゆる方策にしっかりと取り組む」と回答しました。他にも成案にまで至っていないものの、「何ができるか検討をしたい」としたものもあり、来週24日の山場に向けて、さらに要求が前進するようとりくみを強めていきましょう。教育次長の回答の詳細は以下の通りです。



署名を提出する三上委員長

唐津教育次長の回答

□現段階での成案及び検討の説明

(1) 給料表

人事委員会からの勧告通り給料表を改定。平均0.3%の増額 実施時期 令和4年4月1日

※差額支給(ただし30歳代半ばまで)

(2) 特別給(期末・勤勉手当)

勤勉手当を0.10月引上げ。

6月期0.05月、12月期に0.05月引上げ

実施時期 令和4年4月1日

※6月期はすでに支給されているので差額支給

(3) 事務職員の経験者採用の初任給の決定

前歴のある新規採用者の初任給を改善

改善に伴う在職者調整は執行部に別途説明

実施時期 令和5年新採用者から

(4) 休暇制度

出生サポート休暇について、2つの点で拡充

①付与日数の拡充(日数については最終の詰め段階詳細は執行部に別途説明)

②取得のための申出書は不要とする

実施時期 令和5年1月1日

(5) 育休任期付職員への昇給制度の改正

育休任期付職員も昇給制度の適用の対象とする

実施時期 令和5年1月1日

(6) 行政職給料表の運用

行政職給料表を国に合わせ、1級から10級とする

2級や3級についても補職を付与

詳細は執行部に別途説明

実施時期 令和6年4月1日

(7) 定年前再任用短時間勤務制

少数職種を含むすべての職種に定年前再任用短時間

勤務制度を導入 暫定再任用制度も適用の対象

実施時期 令和6年4月1日

→現行の再任用制度も対象にすること、実施時期は

令和5年4月1日であることを強く要望しています。

(8) 通勤手当

結婚や介護などライフステージの変化により転居し

た職員に対する高速道路加算を検討

結論が得られた時点で執行部に説明

□組合からの要望に対する回答

(1) 高齢層賃金

学校現場におきまして、30代半ば以降の教職員の皆

さんが学校運営の中心的な役割を担っていただい

ていることにつきましては、十分に認識をして

おります。何かできることはないか、引き続き検討

を行って参りたいと考えております。 (裏面に続く)

(2) 再任用処遇

人事委員会がそのような問題意識を持っているという事は認識をしております。人事委員会の今後の動向を注視する

(3) 教職員の多忙化

加配教員の充実など引き続き国に対しまして要望すると共に、他府県の先進的な取り組みなども参考にいたしまして、出来るものは取り入れていきたい。

(4) 教員未配置

教員の未配置、いわゆる教員不足が生じている状況は非常に大きな課題でありまして、教職員の多忙化の一因となっていることにつきましては十分認識しております。今後も教員不足の解消に向け考えられるあらゆる方策の取り組み、幅広い人材派遣、人材確保に努めて参ります。令和4年11月1日付の文部科学省事務連絡、「産育休代替教師の安定確保のための加配定数による支援」におきましては、詳細について示されましたら、本県においても適切に対応してまいります。

(5) サービスシステム(高校)

勤務時間について、修正が必要な時は教頭に申し出て修正するのではなく、本人が直接修正したいという声も聞いております。システム上、そういった現場の声を聞いた上で変更できるものがないか、引き続き検討して参りたいと思います。

(6) 臨時教職員の2級適用

臨時的任用職員の方であっても、授業を行ない、児童生徒を指導するという上では、正規職員と変わることなく、担任を持ち校務を分掌するなど正規職員との差異が小さくなっております。そのため、これまでから一定の要件のもと、臨時教諭として2級適用しており、条件に付きまして正規職員に合わせいくよう改善を行ってまいりました。昨年度は年齢制限も撤廃しました。他府県の状況等を考慮致しますと現時点において、これ以上の見直しは困難であると考えております。ご理解いただきたいと思っております。

(7) 介助員・会計年度任用職員の処遇の改善

非常に財政状況等厳しい状況ではありますが、我々といたしましても、勤務特性というのものもあると認識しております。そういったことを踏まえまして、何かできることはないか引き続き検討して参りたいと考えております。

(8) 臨時的任用職員の年休の繰越し

制度の見直しにあたりましては、これまでの経緯、学校現場におきます任用の実態などを十分に踏まえまして、検討する必要があります。我々といたしましてもどのような対応を行うのか、適切であるのかということにつきまして、引き続き調査研究をさせていただきたい

11月24日(木)最終山場の交渉に向けて!!

確定闘争は、いよいよ最終山場になります。第1回交渉の唐津次長の回答から、次の点を重点課題として、今期確定闘争を最後までたたかいます。山場交渉は11月24日(木)午後からの予定です。



教育次長は回答の後の私たちの更なる要求にこたえて次のように再回答しています。「先ほど検討させていただくと回答させていただいたことにつきましては、次回の交渉におきまして、なんとか成案をお示しさせていただきます。」次の3つはその項目です。3つの項目以外にも、最後までしっかりと要望をしていきましょう。私たちの要求は人事委員会勧告でも示された正当な要求です。県教委はその思いにしっかりと応えるべきです。

何が出来るか検討したいとした要求項目

- ① **高齢層の賃金改善** 高齢層の果たす役割を考えた時、モチベーションの維持・向上には不可欠です。
- ② **会計年度任用職員の勤勉手当** 会計年度任用職員だけ一時金が改善されないのは許せません。
- ③ **臨時教職員の年休の繰越し** 規定を変えるだけですぐに実現します。労基署も「繰越しできる」と明言。

引き続き要望を続けていく項目

- ① **再任用少数職種任用** 定年前再任用短時間・暫定再任用だけでなく現行の再任用にも認めるべきです。
- ② **再任用職員の処遇改善** 人事委員会に任せるだけでなく、県教委として何らかの改善を。
- ③ **臨時的任用職員の2級適用** 「同一労働同一賃金」は、世の中の流れです。さらなる要件緩和を!
- ④ **会計年度任用職員の休暇制度の改善** 病気休暇が有給でないと、取得することができません。

教職員の待遇改善・多忙化解消が「教員未配置の解消」には不可欠!